

令和 8 年 4 月 27 日

告示

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条第 1 項 5 号に基づき、倉敷守安ジム所属ボクサーである田井玲次（ライセンスNo.51742）選手を令和 8 年 4 月 18 日より 6 か月間のライセンス停止処分とする。

理由： 倉敷守安ジム田井玲次選手は、令和 8 年 4 月 19 日の試合の前日計量において減量失敗による体調不良となり棄権し、試合がキャンセルとなった。

このことは競技スポーツとしてのプロボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は田井玲次選手を令和 8 年 4 月 18 日より 6 か月間のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条第 2 項 2 号に基づき、倉敷守安ジムのマネージャーである守安由加子（ライセンスNo.31340）氏を戒告処分とする。

理由：守安由加子は上記記載の事実についてマネージャーとしての監督責任を負う義務がある。

以上
一般財団法人日本ボクシングコミッション